

(参考)

玄海原子力発電所3号機 第10回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

（1）原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

（2）計測制御系統設備

（3）燃料設備

（4）放射線管理設備

（5）廃棄設備

（6）原子炉格納施設

（7）非常用予備発電装置

（8）蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

（1）燃料の取替え

燃料集合体193体の約3分の1を取り替える。

以上